

○湯河原町真鶴町衛生組合事務分掌に関する規則

平成27年3月31日

規則第1号

改正 令和元年6月21日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合長の権限に属する事務の分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 湯河原町真鶴町衛生組合湯河原美化センター設置条例（平成20年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）に規定する課に次の係を置く。

管理課 管理係

施設課 施設係

(事務分掌)

第3条 美化センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 組合議会に関すること。
- (2) 組合の組織及び機構に関すること。
- (3) 重要施策の調査、企画及び立案に関すること。
- (4) 訴訟に関すること。
- (5) 湯河原町及び真鶴町との連絡調整に関すること。
- (6) 組合の特別職の職員の秘書に関すること。
- (7) 儀式、ほう賞及び表彰に関すること。
- (8) 決算の調製に関すること。
- (9) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (10) 職員の任免、定数及び配置に関すること。
- (11) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (12) 職員の分限、懲戒、表彰及び服務に関すること。
- (13) 職員の研修に関すること。

第4条 管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 組合債に関すること。
- (2) 条例等の公布及び公表に関すること。
- (3) 例規集の編さんに関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5) 収入及び支出に関すること。
- (6) 口座振替払及び公金の振替等支払事務に関すること。
- (7) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (8) 指定金融機関等についての指定、契約、検査等に関すること。
- (9) 補助金、負担金及び交付金に関すること。
- (10) 財政計画及び調査に関すること。
- (11) 財政状況の公表に関すること。
- (12) 財産の取得管理及び処分に関すること。
- (13) 財産台帳の整備及び保存に関すること。

- (14) 備品台帳の整理に関する事。
- (15) 契約事務に関する事。
- (16) 基金その他出資財産の管理の統括に関する事。
- (17) 監査委員及び監査事務に関する事。
- (18) 公印に関する事。
- (19) 文書の收受、保存及び管理に関する事。
- (20) 職員の共済組合及び退職手当組合に関する事。
- (21) 職員の福利厚生に関する事。
- (22) 臨時職員の管理に関する事。
- (23) 防災計画の企画及び総合調整に関する事。
- (24) 広報に関する事。
- (25) 神奈川県町村清掃行政協議会に関する事。
- (26) 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会に関する事。
- (27) 湯河原町真鶴町広域行政推進協議会に関する事。
- (28) 課内の物品の出納及び保管に関する事。
- (29) 課内の庶務に関する事。

第5条 施設課の事務分掌は、次のとおりとする。

施設係

- (1) 公用車の維持管理に関する事。
- (2) ごみ処理手数料の徴収に関する事。
- (3) 廃棄物処理施設の整備、管理及び運営に関する事。
- (4) 施設計画の推進に関する事。
- (5) 公害防止の総括に関する事。
- (6) 事業用自動車等の運行管理に関する事。
- (7) 作業用物品の調達並びに施設、設備等の修繕及び工事等に関する事。
- (8) 廃棄物の搬入搬出及び前後処理に関する事。
- (9) 焼却灰等の処分に関する事。
- (10) 受付業務に関する事。
- (11) 委託業者等との連絡調整に関する事。
- (12) 施設見学等に関する事。
- (13) 自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関する事。
- (14) 省エネルギー対策（デマンド装置）等に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（湯河原町真鶴町衛生組合事務分掌に関する規則の廃止）
- 2 湯河原町真鶴町衛生組合事務分掌に関する規則（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月21日規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。